



法学セミナー 行政法

トピックス	TOP	MPD
S・A	7~9	7~9
論文	2	2

武器の使用

警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる（警職法7条本文）。

武器の使用

① 武器の使用

(1) 意義

警察官が職務執行に際して、殺傷能力のある武器を本来の用法に従って用いることをいう。

(2) 武器

一般的には、現実に人を殺傷する能力を有する器具をいう。警職法7条にいう「武器」とは、警察法67条に基づき、警察官が所持することを認められた「小型武器」をいい、具体的には、拳銃やライフル銃等を指す。

警察官による武器の所持は、銃刀法上、「法令に基づき職務のために所持する場合」に当たるよ。



武器に代えて使用できるもの

警棒、警杖、その他の特殊警戒用具は、人の殺傷を本来の目的とした器具ではなく、警職法7条にいう武器には当たらない。一時的な催涙効果を及ぼす能力のある催涙ガスも、人の身体に永続的な機能障害を与えるものではないため、武器には含まれない。

警棒等は、武器ではないものの、武器に代わるものとして使用する場合がある（警察官等警棒等使用及び取扱い規範4条2項）。

② 態様

拳銃でいえば、次のような行為が武器の使用に該当する。

武器(拳銃)使用の態様

- ① 相手に向けて拳銃を構えること（拳銃規範5条）
- ② 威嚇射撃をすること（拳銃規範7条1項）
- ③ 犬等を撃つこと（拳銃規範7条4項）
- ④ 相手に向けて拳銃を撃つこと（拳銃規範8条）



人に危害を与えない態様での武器の使用

① 要件

次のいずれかの目的を図るためのものであることが必要である。

(1) 犯人の逮捕若しくは逃走の防止

ア 犯人の逮捕

犯人とは、逮捕、勾留、勾引、収容の対象となる被疑者、被告人及び刑確定者をいい、犯罪の罪種等に制限はない。



職務質問の対象者である挙動不審者は、ここにいう「犯人」には当たらないよ。

イ 逃走の防止

警察官による身柄の拘束から逃れるため、その実力の及ばないところへ離脱しようとするのを防止する場合や、一旦身柄を拘束された者が警察官の実力支配から離脱しようとするのを防止する場合をいう。

(2) 自己若しくは他人に対する防護

ア 自己若しくは他人

「自己」は、職務執行中の警察官本人、「他人」は、当該警察官以外の者をいう。

イ 防護

自己若しくは他人の身体の安全を確保することをいう。

(3) 公務執行に対する抵抗の抑止

ア 公務執行

警察官の適法な職務の執行をいう。



マンガでTRY 法学論文 刑訴法

TOPの論文 7、TOP・MPDの論文 5とリンク！



私人による現行犯逮捕

A社の警備員Xは、深夜に同社敷地内を巡回中、A社に隣接するB宅の窓を破って同家に侵入しようとする甲男を目撃したことから、その場で「泥棒」と叫ぶと、甲男はすぐさま逃走した。Xが直ちに甲男の追跡を開始すると、その追跡状況を途上で現認した私人Yが、追跡を継続して甲男を取り押さえた。



この場合における逮捕行為の適否について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➔